

## ○黒石市空き家利活用事業補助金交付要綱

令和3年9月24日

告示第165号

改正 令和6年6月7日告示第122号

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家の利活用により市への定住促進及び地域の活性化を図るため、弘前圏域空き家・空き地バンクに登録された市内の空き家を購入する者に対し、当該空き家の改修に係る工事に要する費用の一部について、予算の範囲内において黒石市空き家利活用事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、黒石市補助金等の交付に関する規則（昭和60年黒石市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(令6告示122・一部改正)

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 現に人が居住せず、かつ、現に人が使用していない住宅（一戸建ての住宅又は併用住宅をいい、長屋及び共同住宅を除く。以下同じ。）をいう。
- (2) 移住者 青森県外に1年以上居住していた者であって、この補助金を活用して黒石市に移住しようとするものをいう。

(令6告示122・全改)

(補助対象物件)

第3条 補助金の交付の対象となる物件（以下「補助対象物件」という。）は、弘前圏域空き家・空き地バンク（弘前圏域空き家・空き地バンク協議会が設置する空き家及び空き地の情報を提供する制度をいう。）に登録された市内に存する空き家とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象物件を取得し、かつ、補助金の実績報告をする日までに当該補助対象物件の所在地に住所を定める者
- (2) 補助金の交付決定を受けた日から起算して5年以上継続して定住をする意思がある者
- (3) 市町村（特別区を含む。）に納付すべき個人住民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税（以下「市税等」という。）を滞納していない者
- (4) 当該補助対象物件の所有者の親族（3親等以内の血族又は姻族をいう。以下同じ。）でない者
- (5) 黒石市暴力団排除措置要綱（平成24年黒石市告示第103号）第2条第8号に規定する排除措置対象者でない者

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が補助対象物件を取得し、及び居住することにより自己又は親族が所有する住宅が空き家となる場合は、補助対象者とししない。

（令6告示122・一部改正）

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が取得した補助対象物件（併用住宅にあつては、自己の居住の用に供する部分に限る。）に居住するために必要な改修を行う工事とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業とししない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に違反する工事を行う場合
- (2) 補助対象物件の売買契約を締結した日から起算して1年を経過する日後に補助金の交付を申請する場合

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る経費とし、次に掲げるものとする。

- (1) 床、内壁、天井等の内装替え、畳の取替え等の内装工事に係る経費
- (2) 屋根、外壁等の修繕、塗装等の外装工事に係る経費
- (3) 雨戸、戸、サッシ、ふすま等の取替え等の建具工事に係る経費
- (4) 電気、ガス等の設備工事に係る経費
- (5) トイレ、風呂、台所等の改修等の給排水工事に係る経費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

(令6告示122・一部改正)

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費を合計した額又は30万円（移住者にあつては、60万円）のいずれか低い額とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てる。

(令6告示122・一部改正)

(交付の申請)

第8条 申請者は、黒石市空き家利活用事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象物件の売買契約に係る契約書の写し
- (2) 補助対象事業に係る施工業者の押印がされた見積書及び明細書の写し
- (3) 補助対象事業を実施する箇所の施工前の状態が分かる写真
- (4) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (5) 補助対象物件に居住している者又は居住する予定の者の戸籍附票謄本（前住所が市外の場合に限る。）
- (6) 補助対象物件に居住している者又は居住する予定の者の市税等の納税証明書又は完納証明書（前住所が市外の場合に限る。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助金の交付の申請は、一の補助対象物件につき1回限りとする。

(令6告示122・一部改正)

(交付の決定)

第9条 市長は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請について審査し、及び必要に応じて現地の調査を行い、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、黒石市空き家利活用事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知する。

2 市長は、前項の決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助対象事業の着手の制限)

第10条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受けた後に補助対象事業に着手しなければならない。

(変更申請等)

第11条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が当該決定を受けた後において補助対象事業の内容を変更しようとするとき、又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、黒石市空き家利活用事業補助金変更(中止、廃止)承認申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(1) 施工業者の押印がされた変更後の見積書及び明細書

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、その内容の審査により、承認を決定したときは、黒石市空き家利活用事業補助金交付決定変更(中止、廃止)承認通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早く到来する日までに、黒石市空き家利活用事業補助金実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る施工業者の押印がされた領収書及び明細書の写し
- (2) 補助対象事業の実施状況及び完了が分かる写真
- (3) 入居後の住民票謄本
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（令6告示122・一部改正）

（額の確定及び請求）

第13条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、補助金の額を確定し、黒石市空き家利活用事業補助金確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた交付決定者が補助金を請求するときは、黒石市空き家利活用事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し等）

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、交付決定者に対して当該補助金の返還を求めるものとする。

3 補助金の交付を受けた交付決定者は、前項の規定により返還を求められた

場合は、直ちに当該補助金を返還しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和6年6月7日告示第122号)

この告示は、公示の日から施行し、改正後の黒石市空き家利活用事業補助金  
交付要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。